

Title	廣告税論
Author(s)	神戸, 正雄
Citation	經濟論叢 (1927), 24(3): 445-469
Issue Date	1927-03-01
URL	https://doi.org/10.14989/128521
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十二第

行發日一月三年二和昭

論 叢

廣告稅論 教授 法學博士 神戸 正雄

ミルの社會學概念 講師 文學博士 米田庄太郎

露西亞の新經濟政策と農業 教授 法學博士 河田 嗣郎

土佐の百姓一揆 教授 經濟學士 黒 正 巖

時 論

支那問題管見 教授 法學博士 末廣 重雄

說 苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治

琉球の慶長役以後 教授 法學博士 山本美越乃

雜 錄

日銀指數利用の一指標 講師 經濟學士 蛭川 虎三

伊太利のリラ貨引上策について 經濟學士 松岡 孝兒

長週期景氣循環に關する一研究 經濟學士 菊田 太郎

梅雨考 教授 法學博士 財部 靜治

經濟論叢

第二十四卷 第三號 (通卷第四百拾壹號)

昭和二年三月發行

論叢

廣告稅論

神戶 正雄

緒言(本論の目的)

第二段 廣告稅の本體

其一 廣告稅の歴史及構造 (一) 歴史(A) 廣告稅の歴史 (イ) 獨逸 (ロ) 英國 (ハ) 佛國 (ニ) 埃國 (ホ) 米國 (ヘ) 其他 (B) 新聞稅 (イ) 獨 (ロ) 英 (ハ) 佛 (ニ) 其他 (二) 構造 (A) 佛 (B) 獨

其二 廣告稅の稅質 (一) 諸家の見解 (A) 消費稅 (B) 間接消費稅 (C) 奢侈稅 (D) 交通稅 (E) 特別營業稅 (F) 補充稅 (二) 私見

第二段 廣告稅の長短利弊

其一 廣告稅の長所 (一) 公平課稅上 (二) 財政收入上 (三) 國民經濟上 (四) 社會政策上 (五) 文化政策上 (六) 人民負擔及課稅技術上

其二 廣告稅の短所 (一) 公平課稅上 (A) 稅質上 (イ) 物稅たる爲め (ロ) 交通稅たる爲め (B) 課稅物件上 (イ) 其性質上 (ロ) 其選擇上 (C) 課稅標

準及稅率上(二)財政收入上(三)國民經濟上(四)社會政策上(五)文化政策上(六)課稅技術及人民負擔上(七)政治上
結論(全文の要旨)

緒 言

現代は廣告の世の中である。營利生活に於ては勿論のこと、人事關係についても、政治、學藝、思想、宗教などにさへも廣告が利用せられ、其が色々の形を取つて行はれる。其は社會生活の裡には避くべからざる現象でもあり、又必要にして有益なものでもあり得る。たゞ此間に全體上、望ましからず有害無益なものが少からずあつて、廣告統制といふことには、もつと國家が意を用ひなければなるまいと思ふが、實は此についての研究が我國にはまだ極めて乏しい。其事は暫らく措き、此が一の課稅物件として選んでも良くはないかといふ事は私の豫てより考へて居る所で、嘗て之につき若干の意見を發表したこともある所だが、當時未だ人の注意を引く所とならなかつた。併し其後、段々と色々の文書を披見して居つて、あの時には未だ氣付かなかつた論點をも發見したし、あの時とは違つた立法例をも見出したに因つて、今之を纏めて見たならば、或は我邦の實際家の參考にもなり、我邦に於て之についての文献の乏しい處への一の貢獻ともならうかと思ふて、此一文を作る。

1) 拙著、財政問題中、廣告稅と廣告官營。

第一段 廣告税の本體

其一 廣告税の歴史及構造

(一) 歴史——廣告税の批評をする前に、先以て廣告税とは何んなものか、實例として何んな風に作られて居るか、何んな沿革を持つたものかといふことを調べて見なければならぬ。單に抽象的に之を取扱つては無意味になる。其れで先づ以て其歴史から述べるが、此は實は新聞税と關係があつて、廣告税とはいふても實は新聞に對する税ともいへる場合があるのだから、單なる廣告税のみならず、新聞税の沿革をも併せて述べて見る。

(A) 廣告税の歴史——(i) 獨逸では、特に普魯西にて古くは一七二七年以來、廣告獨占が存在し、官立通信局が設けられ、官報が發行され、廣告強制を行ひ、賣却、賃貸、貨物の凡べての廣告を此に出さしめた。そして此が一八五〇年まで續いた。²⁾ 其後、廣告税が出來、一八二二年、一八五二年、一八六一年の法律によつて行はれ、其れでは有料にて廣告を掲載する新聞が印紙税を課せられた。³⁾ 更らに特別なる廣告税が一八四九年以來、ハンブルヒに、一八五二年來、ブレメンに、一八五四年來、リュベツクに行はれた。⁴⁾ 併し此等凡べての廣告税は、一八七四年の帝國出版法によりて、一旦印刷物税と共に廢止することになった。⁵⁾ 其後一九〇九年に、獨逸帝國に於て廣告税を

2) Garr, Die Inscratensteuer. S. 2-3.

3) Garr, ebenda. S. 3. Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 306.

4) Garr, ebenda. Conrad, ebenda.

5) Garr, ebenda. S. 3-4. Conrad, ebenda.

提案したけれども、議會の否決する所となり、終つた。⁶⁾ 然るに又々一九一九年に現はれ一九二二年に改正されたる取引税法に附帶して、獨逸に廣告稅が採用せられることとなり、併し此も永くは續かず、一九二六年の取引税法では其廣告稅を更らに廢止して居るやうだ。⁷⁾ (ろ)英國にては、新聞紙廣告が一七一一(二?)年より一八五五(又は三?)年まで課稅せられ、⁸⁾ (は)佛國にては一八五二年及一八六六年の法律によりて張札稅が行はれ、幾多の變更を経て今日まで續いて居る。⁹⁾ (に)埃國にては一八五〇年の法律によりて廣告稅が出來たが、一八七四年に廢止に歸した。¹⁰⁾ (ほ)米國にても昔て一八六四年の法律により廣告料收入に課稅したことがあり、紐育にて一八六五年の第一四季に五十萬弗の收入を生じたといふことだ。¹¹⁾ (へ)其他、廣告稅の實例は、白耳義、伊太利、葡萄牙、西班牙、セルビア、土耳其などにある。¹²⁾

(B)新聞稅——(い)は獨逸では、普魯西に於て一八一〇年に現はれ、一八二二年に改正され、一八四八年に廢止された。一八五二年又現はれ、一八六一年に修正され、更に一八七四年に至つて廢止せられた。¹⁴⁾ (ろ)英國では一七二一年より一八五五年までの間、此が行はれ、¹⁵⁾ (は)佛國にても一八五二年法によりて此が行はれた。¹⁶⁾ (に)其他、和蘭にても一八五二年に之を設け、白耳義も一八五二年に之を有つた。瑞西にては一八四八年に、舊來の新聞稅を廢止した。¹⁷⁾

(二)構造——廣告稅を課するとして、其構造について最大な問題は新聞雜誌の廣告を課稅物件(註二)

6) Conrad, ebenda. Heckel, Fw. II. S. 244. 拙著、財政問題、692.

7) Conrad, ebenda.

8) Boethke und Arit, Handbuch des Steuerrechts. 1926. S. 897 ff.

9) Garr, a. a. O. S. 9, Heckel, a. a. O. S. 245. Roscher, Fw. 5. Aufl. II. S. 132.

とするか否かである。此點につき、私は後にいふやうな譯で之を除くが良からうと思ふが、兎も角、現行又は最近の立法例にて之を調へると、佛國は之を除外して居り、獨逸は之を捕捉して居る。今下に獨佛二國の此税の構造を述べて、此税構造の模型を示さう。

(註一) ガルは、廣告を二大別して(1)新聞雜誌及其他の定期刊行物並に有償にて掲載せられたる附録廣告と(2)公の揭示(張札、廣告板、光線廣告)とに分けて居り、其れで盡きて居るやうでもあるが、實は此外にも色々な方法があつて、問題となる。即ち、新聞雜誌上及其附録上の廣告(廣告を目的とする新聞雜誌があり、記事を主目的としたる新聞雜誌に廣告を掲載するもある)の外に、普通の書籍に掲載する廣告がある。其れから廣告郵便又は其他の方法によりて廣告札を各戸に配布するものがあり、又は宣傳ビラの形で廣告札を散布するがある。其が印刷物たる限りは、其他印刷物に依る廣告とていへば含まるゝが、之に類似したタイプライターに依るもの、謄寫版に依るものがあり、此等も印刷物に入れるべきであり、又印刷物に限らず、手記に依るものも加へなければならぬ。公の揭示に依る廣告は張札に依るのが普通だが、光線に依るものが近頃は多く行はれ、其に瓦斯燈に依るものもあるが、特に電光を用ゐるもの、活動寫眞を用ゐるものが多くなつた。張札といふ中には、廣告柱、廣告板、廣告紙があり、之を野外、路傍、四辻、公園等、開きたる處に置くのみならず、公の人寄りの多き開かざる場處(オープンエアでない)、例之、公會堂、劇場、寄席、飲食店、停車場、汽車汽船電車内に置くがある。廣告札を持廻るが(サンドウツッチマンの如く)あり、呼だ歩くがあり、廣告隊を練り廻すがある。何れも含めて良いが、商店の看板、商居内の自己揭示は除くべきであり、そして新聞雜誌書物による廣告を除外するとすれば、廣告郵便、廣告札の配布も除かなければならぬ。

(A) 佛國の張札及廣告税——は其印紙税中に存在し、一九一〇年の法律に基き、今日の税率は一九二〇年の法律により改められ一部倍加せられ、更らに一部は一九二四年、一九二五年の法律に

10) Wagner, Fw. III. S. 555.
11) Garr, a. a. O. S. 4-5. Heckel, a. a. O. S. 244-5. Stein, Fw. 5. Aufl. II-II. S. 372.
12) Elken, Die Preussische Zeitungssteuer. S. 68. Roscher, a. a. O. S. 132.
13) Conrad, a. a. O. S. 306. Heckel, a. a. O. S. 245.

よりても高められ以て今日に及んで居るが、其稅率は凡べて用ゐられたる面積の大きさによりて分級せられて居り、左の六種に分つて課せられて居る。

(い) 普通紙に於ける印刷又は手記にて作られたる張札——其一回的稅は從來は面積の大きさに従ひ〇・一二法、〇・二四法、〇・三六法、〇・四八法とされ、其よりして二平方メートルを超ゆるときは、其を超へた各平方メートル又は其端數毎に〇・二四法を加へるといふのであつたが、其が一九二四年の法律によつて面積の大きさにより〇・一五、〇・三〇、〇・四五、〇・六〇等に引上げられることになつた。

(ろ) 保存力を増す爲めに或加工の施されたる張札(例之、紙の張札の硝子による保護、堅き臺板の上に張札を貼ること)——其稅率は前記第一種のもの、二倍とする。

(は) 専用の公の場處、又は公の交通に役立つ運搬具(車等)に於ける張札——其稅率は第二種に同じ。

(に) 彩色張札——稅率は一平方メートル又は其端數毎に二法とする。

(ほ) 繼續的光線廣告——稅率は第一年間につき一平方メートル又は其の端數毎に二十四法、第二二年目以後の各年に十二法宛とする。

上舉五種のものは何れも、張札が五面以上のときは稅率を倍とす。

14) Elkan, a. a. O. S. 3. 4. 45. 64.
 15) Elkan, a. a. O. S. 67. Heckel, a. a. O. S. 245.
 16) Elkan, a. a. O. S. 68.
 17) Elkan, a. a. O. S. 68.
 18) Garr, a. a. O. S. 1.

(へ)間歇的光線廣告(間歇的又は變動的の平面圖、又は間歇的の光線文字又は光線記號に依る)
——此は一九一〇年の法律にては一平方メートル又は其端數毎に百法の年税を課したが、一九二〇年法律によりて之を改めて、一平方メートル又は其端數毎に月税十法(一九二四年法によりて今日は十二法)と爲し且つ廣告面の數を問はぬこととなつた。此廣告は申告すべく、之が消滅の申告あるまでの間、月々課せられる。

上記第五種第六種の廣告は、一九二五年法によりて、十萬以上の人口をもつ地方團體にあるものには本税の倍を課し、巴里にあるものには三倍を課し、斯くして高められたる税率は、五十平方メートル以上の面積を有つ光線廣告には其上にも倍課せられた。

此税の免除せらるゝのは、營業の看板、營業所の内部又は外部にある揭示にして専ら此にて販賣する物を示すもの、公の無償の職業紹介所から出る職業及勞働の需供と爲す。¹⁹⁾

(B)獨逸の廣告税——此は一九一九年に出で、一九二二年に改正されたる取引税に附帶して出來たものだが、最近の一九二六年法を見ると廢止されて居る。²⁰⁾が兎も角、最近の試みではあり、佛國の之比して別の模型を示して居る。之に依ると、

(い)印刷物に依る廣告、又は手記、タイプライター刷、手圖案、手書よりは以外の方法に依るの廣告を作ること(新聞雜誌の記事面に入れられたる營業紹介にも納税義務があるし、印刷又は

19) Scholz, Grundriss des französischen Steuerrechts. S. 51-2.
20) Boethke und Arlt, a. a. O. S. 897 ff.

其他の複製に關するだけでは、出版者に納稅義務があり、其のない場合には、印刷者又は複製者に義務がある。

(ろ) 廣告を置く爲めに地面及場處を使はせること(廣告柱又は廣告板を建てること)

(は) 前記以外の方法に依る廣告を行ふこと(例之、照明、廣告板を擔ひ廻ること、廣告車を乗り廻はすこと、呼び掛けること)、

と三種のものに課する。稅率は報償金額の百分五とする。併し新聞雜誌には、特に之等のものを他のものよりも宥恕し、特に小な其が大なものよりも本來の能力も乏しく轉嫁も難いことをも考慮して、其の四分一年中の收入報償額の第一の二十萬馬克に百分一、次の二十萬馬克に百分一半、次の二十萬馬克に百分二、次の二十萬馬克に百分二半、次の二十萬馬克に百分三、次の二十萬馬克に百分三半、其超過額に百分四を課し、義務者が數多の新聞雜誌を出すときは、右の輕減には各新聞雜誌を獨立と見る。²¹⁾

其二 廣告稅の稅質

上記の如き組立を有つた廣告稅は果して如何なる稅種に屬するか。之につき

(一) 諸家の見解——は區々である。(A) 或は之を消費稅と見る。廣告には出費を伴ひ、此によりて之を爲す者の能力を推定して課するとするのである(註二)。(B) 其から往くと其が特に廣告營業者に課

21) Tyska, Fw. 2 Aufl. S. 252-3. Conrad, a. a. O. S. 263. Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 501-2. Eheberg, Grundriss. S. 155. Strutz, Grundlehren des Steuerrechts. S. 112. Köppe, Fw. S. 105.

せらるゝときには間接消費税として良い。(C)併し之を奢侈税とすることは、廣告の或一部分のものには當るけれども、全體としては當らない(註三)。(D)或は廣告といふ經濟交通行為に課するものとして、交通税に加へるを得るし、其を採るものは少くない(註四)。(E)或は其の特に營業者に課せらるゝ場合に之を一の營業税の補完税とし(註五)、或は特別營業税とし、何れにしても一の收益税ともいひ得る。(F)或は單なる補完税ともせられ得る(註六)。

(註二) エーベルヒ、ケツベ、ヘツケル等之を消費税中に數へる。⁰²²⁾

(註三) ガルも、自動車、葉巻煙草、葡萄酒、大百貨店廣告、温泉場保養所療養所遊場等の廣告、家族及娛樂廣告などを見て、之からして廣告費の奢侈的性質を決議するのは誤りだといふ。⁰²³⁾

(註四) スタインは、廣告税は交通税であつて、消費税ではないと明言し、クラインウエヒター、コンラード亦た之を交通税に入れ、ガルも同様であり、そしてワグナーも、大伯林の國民的會合の演説に於て之を交通税と爲し、デルブリユツクも同一の見解を採る。チカスは、從率財産税中に入れたが、其は他の學者の交通税に當るものである。⁰²¹⁾

(註五) コンラードは、廣告税を新聞税とするを得る。然るときは此が營業税の補完税となり、印刷業からの利益を國庫の爲めに引入れることとなるといふ。⁰²⁵⁾

(註六) コンラードは之を單に補完税とするを得ともいふ。⁰²⁶⁾

(二)私見——此等の見解中に就きては、私は矢張り多數の見所に従ひて之を一の交通税とする。廣告といふ交通事實を捕へて課するものと見る。其が消費を示し其に課するのだとも見られるが、併し之によりて消費する者を課するばかりではなく、之によりて儲ける者を税しやうといふ

22) Ehebcig, Fw. S. 498. Köppe, a. a. O. S. 105. Heckel, a. a. O. S. 245.
 23) Garr, a. a. O. S. 29.
 24) Stein, a. a. O. S. 372. Kleinwächter, Fw. S. 284. 286. Conrad, a. a. O. S. 304-6. Garr, a. a. O. S. 28. 29. 72 Tyzcka, a. a. O. S. 251.
 25) Conrad, a. a. O. S. 304.

趣旨の存することがあり得るし、消費と利得とを問はず、交通行爲を見て能力を推定するものと見る。尤も特定の具體的事例によりては、消費税といふ方が適當なこともあらうし、或は單に奢侈税として良いこともあらうし、或は特別營業税として良いこともあらう。そして之を交通税とするとして、一回的に取られず、年税月税として取られることがあつても、其が爲めに、交通税たる資格を失ふことはない。

第二段 廣告税の長短利弊

其一 廣告税の長所

次に廣告税の長短を見る。先づ其長所としては次のものを擧ぐることが出来る。

(一)公平課税上——廣告税が廣告業者の利益を課税しやうといふこともあるが、其なれば其特別なる營業税又は營業税補完税として、其廣告收入に於て何程かの能力を見て課するのであり、²⁶⁾ 廣告を出して貰ふ者、又は自ら之を出す者の能力を見て課すといふことも少くないが、其れなれば彼が廣告を出す以上は、恐らく結局には此出費を償ふに足るだけの利益を得るであらう。斯かる見込もなきに之を出すことはないであらう。で此場合其利益に於て能力を求める(註七)。其利益は勿論廣告を出すときにはまだ確實なものではなく、單に主觀的の豫想上のものに過ぎぬかも知ら

26) Conrad, ebenda.

27) 拙著、財政問題、687.

ぬ。²⁸⁾が兎に角斯かるものとして能力が存し、又多くは其目的を達して現實にも之を生ずる。少くとも現實には此出費を出す處に支出の能力が現はれる(註八)。即ち此廣告者の支出又は前にいふ廣告業者の収入に現はる、だけは現實の能力であり、其裡に尙、廣告者の利益の可能性もが一の能力を示す。之を見て又は之より推定して能力ありとするので其處に課税の理由は一應立つ。其處に能力の不確實な分子もあるけれども、實際今日の社會では廣告が特に營利に用ゐられて、之を利用する者の可なり多くが給付能力の大なるものであり、其を利用して益々能力を大ならしめて居る。廣告税は之を捕捉しやうとするのである(註九)。加之、此廣告によりて得らるゝ利益には社會の景氣又は時勢を利用して居る元素がある。特に好景氣に向ひ物價騰貴を見る際の如き、營業者が廣告を巧みに利用することにより消費者を誘惑することが容易であり、廣告者が其出費を遙かに超へたるものをも摺むことを得る。其だけにて之に課する廣告税は不勞利得税的の分子を含む。²⁹⁾廣告の一部には温泉場廣告、奢侈品廣告の如く、奢侈的のものがあり、其だけでは廣告税が奢侈課税の意味をも交ゆることになる。何れにしても此等のものとなると、特に大な能力があるものとして取扱つて良いことになる。人事關係の廣告には能力の乏しい、氣の毒なものもあるが、其とても、其廣告費の支出を敢てしただけでは、其を敢てし得ぬものに比しては、何程かの能力をもつとしなければならぬ。だからして此税は少くとも箇々の能力を押へて課しては居り、

28) 同上、688.

29) 同上、689-690.

其だけにて公平に適ふといふて可い。

(註七) コンラードは、廣告税は廣告者から拂はるゝと見ることが出来、そして其の廣告によつて得べき利益を課さうとするこゝが出来るといふ³⁰⁾

(註八) エーベルヒは、廣告税を以て、其消費が或所得の記號として見られる物に課する税として居る³¹⁾。

(註九) 獨逸の廣告税法理由書中に、廣告は今日は主として、廣告に使はれた貨幣により大なる利益を擧げやうとし他面、其廣告行為の範圍を、之からして期待さるゝ利益の大きさによつて規定すべき地位にある所の、資本力の大な、支拂能力のある人の範圍から出るものだ³²⁾とあつた。

(二) 財政收入上——には此税が一の收入とはなり、其も時勢の進歩と共に、增收すべき可能性を有つものとして、³³⁾ 良きものといひ得る。假令其に多大の收入を期待し得ずとはいへ、兎も角何程かの相當の收入は供し得るし、假令收入の屈伸力が強いものとはいへぬとしても、萬更ら其の弱いものどもいへない。可なりの力を有ち、必要あるとき、少々位の増率をしたからといふて收入を却つて減少せしむるなどいふ心配の少き所である。

(三) 國民經濟上——には、廣告税によりて廣告といふ交通行為を抑制し、經濟交通を妨害するもの如くではあるが、併し恰かも其廣告には、誇大なる、時としては不正競争のものもあつて、穩健平靜なる經濟界を攪亂し、正當なる營業者を傷け、人の消費生活の上にも浪費を勧め、損害を與ふることの少からぬことがあり、過大に此廣告の爲めに費用を入れることもあつて、税によ

30) Conrad, a. a. O. S. 304.

31) Eheberg, Fw. S. 498.

32) Garr, a. a. O. S. 23.

33) 拙著、財政問題、691.

りて或度まで之を抑制しても國民經濟上忍ぶべき所以のものがあるをすべきである(註一〇)。

(註一〇) コントラクトは、今日は廣告手段が往々にして過大なる度に、美はしからざる市場呼號的方法にて行はれ、其爲め好ましくならず且つ厄介なるものとなり、實に不正競争ともなることを認むべしといふて居る。尙ほ拙著參照³⁴⁾

(四) 社會政策上——今日の社會では廣告が餘りに使ひ過ぎられて居り、其直接間接の負擔の爲めに、中等階級が苦しんで居る。物價騰貴、生活難といふのにも此廣告費の影響して居るものがある。廣告税が廣告過信に反省を興へて、之を抑制するだけにて、中等階級の生活を改善すともいはれ得る(註一一)。尤も此は大したことではない。けれども一の觀察點としては擧げられる。

(註一一) 例之、コロンが嘗て、廣告税が中等階級及類似の者をして、廣告費の抑壓的な迷信的な負擔を免れしむることによりて、其生活條件を改良するであらうといふた³⁵⁾

(五) 文化政策上——廣告には文化政策上如何はしく、望ましからざるものがある。之に税を課することによりて何程か之を制するだけの効果はある。尤も此も亦た大した働きは成し遂げられまいと思はるゝ。

(六) 人民負擔及課税技術上——此税が割合に樂に擔はるゝといふことがあり(註一二)、隨ふては課税技術上にも、取り易きものだといふことになる。尤も其につき別に種々面倒な手續きを伴ふといふの弱點はある。其點は後にゆづる。

(註一二) エーベルとは、各箇の税の壓迫をあまりに感ぜしめないて、收入を擧ぐるといふの必要が、此税及其他のものを生

34) Conrad, a. a. O. S. 305. 財政問題 692.

35) Garr a. a. O. S. 67.

じたのだといふ。ビスマルクが、嘗て、新聞印紙につき此が公衆の感じない間接税に屬する。新聞は此税あるにも拘らず盛に發達するであらうといふたのは、此廣告税にも或度まで當る。⁹³⁶⁾

其二 廣告税の短所

廣告税には上記の長所があるが、其反面に色々の短所がある。左の如しである。

(一) 公平課税上——には特に種々の點から缺點をもつ。

(A) 税質上

(イ) 物税たる爲め——此税が一の物税として、人税でないので、廣告に現はれただけを見て課するから、義務者其人の人的事情を考慮せずして課する。同一大の同種廣告である以上は、其廣告者が貧乏人であらうが富者であらうが、同だけの税を取る。略ぼ同一能力の人でも、出した廣告の大きさの如何により異つた税を課せられることにもなる(註一三)。此は此税に限らず、物税に共通な弱點だから恕すべきものではあるが、併し嚴格にいふて一の缺點たることは免れない。

(註一三) ガルは、失職者の繰返したる廣告に依る求職廣告と、富者が田舎の邸宅の賃貸についての、小さな一回的の廣告とを比して此税の不公平を説き、ロツシア¹⁷⁾も、此に價値標準が用ゐられず、或仕事を求むる取者と、或土地を賣らんとする王侯とを同高さに課することが不公平だから、此税は輕くして置かなくてはならぬといふ。⁹⁴⁷⁾

(ロ) 交通事實に依る税たるが爲め——此税が一の交通税に止まるからして、此が據る所の事實は單に利益の可能性を示めすに止まり、或は其利益を擧ぐる準備行爲に止まりて(註一四)、果して

936) Eheberg, Fw. S. 498. Elkan, a. a. O. S. 55.
937) Garr, a. a. O. S. 30. Roscher, a. a. O. S. 132.

其から利益の擧げらるゝや否やは分らず、或は全く擧げられないで終るかも知れぬし、其利益が擧げられるとしても、其が廣告の大きさに相應して大なるを得るやは分らず、大い廣告が小い利益しか擧げず、小い廣告が却つて大い利益を擧げるかも知れない。又廣告によりて得らるゝ利益があまりに小さくして、之に課するの氣の毒であるといふこともあり、人事廣告の如きには其に能力ありとして課税すべきやさへ疑あるものもある(註一五)。廣告に出費した處に確實なる能力があると思ふもいふが(註一六)、仔細に考へると、其とて廣告者の自力に依つたとは限らず、借りた金で之を支出したに過ぎず、即ち將來の利益を夢見て、實は不確なものを當てにして他人の力を以て行ふたに過ぎぬといふこともある。何れにしても能力に相應せぬ負擔となり、能力なき處に課せらるゝ可能性をもつ。或は此廣告税につき、廣告者を見ずして、廣告業者、新聞廣告の場合には新聞社が廣告収入を擧ぐるのだから、其を目當てに課するといふ趣旨でもあり得る。然るときは其處に現實の収入、随つて利益があり、其だから確かな能力を捕捉して居るやうだが、其廣告料収入のありたる事實だけでは、まだ其利益は必ずしも確かなには推定されない。彼等の事業が全體上缺損のかも知れない。又其収入の大小と利益の大小とが必ずしも並行もしない。或は彼が廣告者に轉嫁するだらうともいふが、此とて需供の關係次第では出來ないこともある。そして彼新聞社の負擔として而かも其に利益なきにも拘らず擔ふといふことがあり得る(註一七)。彼が廣告

税によりて特別の負擔を爲すときに、茲に彼が他の營業よりも特別に不利とせらるゝことに於ける不公平も訴へられる(註一八)。而かも此につき同じく新聞社中でも、大新聞社には有利となり、小新聞社には不利となる可能性多きに於て、一層の不公平といふこともある(註一九)。或は此が廣告者に轉嫁され得たとしても、其れだけに於ては、兎角、大な營業者たる、新聞社から見ても大顧客たるものには轉嫁せられずして、小さな營業者に轉嫁するといふやうな不公平も生ずる可能性がないではない。何れにしても色々な不公平が伴ふ。

(註一四) クライン、ウエヒターは、廣告は或法律行爲を結ぶの要求ではなくて、唯だ其準備行爲に過ぎずといふが、だからして廣告は出ても、其から何等の實をも結ばず、無利得に終ることがあり、少くとも費用を償はぬことがあるべきである。

(註一五) ガルは、家族廣告についていへば、廣告の頗る多くの形式及場合に於て、廣告に費された額が、廣告者の所得と釣合はぬといふことを見出す。又、繰返されたる廣告によりて地位を求めんとする失職者は、其廣告の課税によりて其所得に過度に課せらるゝことゝなるといふ。³⁸⁾

(註一六) エーベルヒは、廣告税等の物體に現はるゝ支出が、租税力大なる所得を示し、隨つて此税が他の消費税の補完として相當したものなることを否ましめずといふ。³⁹⁾

(註一七) ガルは、此税により兎も角、第一位に新聞が損失を被るといふて居る。⁴⁰⁾

(註一八) コンラードは、新聞社、又は廣告を媒介し、廣告を掲ぐる書物を出す營業を、他の營業よりも一層重く課税することとは理由なしといふ。⁴¹⁾

(註一九) 夙にロツシアーが、恰も新しき基礎薄弱なる、隨てまだ租税能力の乏しき廣告業が最困ることを注意したが、コン

38) Kleinwächter, a. a. O. S. 284.

39) Garr, a. a. O. S. 30.

40) Eheberg, Fw. S. 498.

41) Garr, a. a. O. S. 67.

42) Conrad, a. a. O. S. 305.

リードも、轉讓が行はるゝや否やは市場の事情にかゝり各箇の場合に頗る異つて現はるゝ。未だ少數の讀者しか有ため、新しく設けられた新聞は租税を拂ふのみならず擔ふことにもなるのに、古き、廣く讀まれた新聞は、廣告料の相當の引上によりても唯小な損害を受くるのみにて足り、確に不利ではないといふ。ガルも、同様の趣旨のことを述べ、特に經濟上に弱き企業者が租税によりて其存在を困難とせらるゝことをも附け加へて居る。尙ほ拙著參照⁴³⁾

(B) 課税物件上

(い) 其性質上——營業者の利用する廣告についていふも同等の能力ある營業者が必ずしも同等に之を利用しない。或種の營業者は廣告を盛に利用せざるを得ぬのに、他のものは之に代るべき無税な別な方法にて目的を達すといふことがある。即ち同じやうな人々の範圍にても普遍して用ゐられず、其に課する税が彼等の間に不公平ともなるの外なしといふことがある(註二〇)。

(註二〇) コンリードは、新聞社から税が廣告者に轉讓さるゝときに、商品目錄を利用すること少くして、廣告によりて公衆の注意を引くことを要する營業(小賣では少數の商人と接觸せずして、直接消費者の大なる塊と交渉する故)に重課することは全く不當であるといふ⁴⁴⁾

(ろ) 其選擇上——税法では凡べての廣告を課税するといふことは、社會政策上、文化政策上、政略上等からしても、或は技術上からしても困難で、自ら或ものを除外し、他のものに課する外ないことになる。然るときは營業者其他のものは、此から除外されたる廣告方法を選んで之を行ふこととなり、茲に或廣告を利用し隨ふて其税を負ふものと然らざるものとの間に不公平を生ず

43) Roscher, a. a. O. S. 132. Conrad, a. a. O. S. 305. Gastr, a. a. O. S. 34. 67. 68. 財政問題, 687. 688.
44) Conrad, a. a. O. S. 305.

ることになる。⁴⁵⁾

(C) 課税標準及稅率上——此告廣稅に課するとして、一々の廣告に存する價值を適當に評定して課することは難く(註二二)、隨ふて極めて大雜把な分類をして、其々に定額の稅を課し、又は階級率を課する位に止まるものが例である。然るときは其に存する能力に非常に不公平なるものとなる(註二三)。或は廣告の報償金額に對しての歩合率を課した例が前にも述べた通り獨逸にあるけれども、此方法によるときに技術上色々の面倒に遭遇するのみならず、斯かる廣告者に對しての間接なる課稅方法其ものも、公平の見地から宜しくない。技術上不都合のみでなく、負擔上も不公平でもある。此點、前論文に印紙稅についていふたのと類似して居る。

(註二二) スタインは、廣告稅は不良である。此が各の合理的標準を缺くからと爲し、他の處で、廣告の特設たる課稅は不良だ。課稅物件(廣告の内容及價值)が同一の單位に歸せられることが出来なからともいふて居る。⁴⁶⁾

(註二三) 一八七四年に英國政府が廣告稅の廢止を決したときに、其理由は、此稅を正當なる基礎の上に調整することの困難といふことであつた。即ち各の廣告につき價格の區別なく、同一稅を要求する確定印紙は不正及不合理とせられ、併し、記入價格の歩合に依る稅の測定は實行難、實行不可能として排斥せられた。⁴⁷⁾

(二) 財政收入上——には其收入の左して大なるものでないといふこと(註三三)、屈伸力の大きなものでもないといふことを缺點とする。自然增收は望み得るけれども、時に景氣の如何によりては減收することもあらうし、増減、意の如くにならぬといふことをも免れない。

45) 拙著、財政問題、692.

46) Stein, a. a. O. S. 369. 372.

47) Garr, a. a. O. S. 69.

(註二二)例之、佛國の張札及廣告稅收入は一九二三年に一二、五〇四、〇〇〇法、一九二四年一四、四四八、〇〇〇法、一九二五年一七、〇〇〇、〇〇〇法である。⁴⁸⁾

(三)國民經濟上——には、元來、廣告なるものは近代經濟の如く廣き區域に亘りての交通を前提とするに於て其經營上缺くべからざるものであり、營業者は之によりて能く其販路を擴張することが出来(註二四)、獨り其れだけではなく、營業者が其必要とする物を知る上にも、公衆が其生活上の所要品の所在を知る上にも必要なるものとしなければならぬ(註二五)。此廣告の中に有害無益のものも交つては居るが、去りて大體に於ては有益なるものである以上、多少の弊は忍受しなければならぬし、良好なる廣告と不良なる廣告との區別が困難でもあり、隨ふて不良なる廣告あるの故に之を抑制しやうとして加ふる所の課稅が、良好なる廣告を壓迫することに於ける不利をも考へなければならぬ(註二六)。此等の點からいふと、此稅は望ましからぬものとしなければならぬ。尤も此點は左まで強い非難ではない。廣告に多少の稅がかけられたからといふて、此廣告が止められてしまうといふほどにはなるまじく、唯だ其大さを縮めるの度に止まつて、能く其使命を果たすことゝなるでもあらうから、左まで有益良好なる廣告の爲めに、此稅を強く排斥するに及ばぬ。むしろ此稅が廣告の合理的の發達を進めることにもなるであらう。

(註二四)コンラードは、廣告は、多くの特に商業的營業では、今日、販路を擴張するのに避くべからざる手段に屬すといふて居る。⁴⁹⁾

48) Scholz, a. a. O. S. 50.

49) Conrad, a. a. O. S. 304.

(註二五) コンラードは、公衆は廣告によりて、凡べての種類の商品につきて新しく存在するもの、如何なる商店が新しく使用品を大なる選擇に於て供するか、如何なる新しき取引が開かれたるか等を知るの利益をもつといふ。⁵⁰⁾

(註二六) コンラードは、正當なる廣告と、不要なる又は全く不當なる廣告との區別が、課税では行はる能はずといふこと、並に、廣告の減少の爲めの壓迫が必要なる方便にも加へられ、缺くべからざる營業をも妨げなければならぬといふことを知らなければならぬといふて居る。⁵¹⁾

(四) 社會政策上——廣告に税を課した方が良いともいひ得ることは前に述べた所の如しであるが、併し特に職業紹介に關するものや、家事關係のものやには、之に課税するの氣の毒なるものが少くなく、社會政策上否定するを至當とする(註二七)。で廣告税を採用するとしても、此等のものだけは免除するを可とする。

(註二七) コンラードは、職業を求むるもの並に助手を求むる者の廣告の如きは、何人も之を困難ならしめやうとはしないであらうし、家族廣告も特別の宥恕の必要でないことは稀であらうといふて居る。⁵²⁾

(五) 文化政策上——からいふて、廣告が一面に若干の弊害を伴ふにせよ、全體上には有意義のものである。人は廣告を廣く見ることによりて一般の人心の向ふ所を知ることが得る。廣告が社會に惡風潮を普及すともいふが、社會が廣告を導きつゝもある。社會が純良であれば悪い廣告は存立し得ない。悪い廣告が蔓るとすれば、其は其當時の社會の不良なのに因る。社會を指導すべき地位にあるものは別に良く之を監視して指導の任務を果たさなければならぬ。吾人は又廣告によ

50) Conrad, a. a. O. S. 304-5.

51) Conrad, a. a. O. S. 305.

5) Conrad, a. a. O. S. 305.

りて如何なる新しき著書が出たか、如何なる發明發見が出たか、何處に講演會があり、何處に音樂會があるかといふことを知る事が出来る。で私は此廣告が現代の社會の縮圖のやうにも思ふ。此世の中からして、廣告を取去つたとしたら、如何に吾々は物足らなさを感ずるであらうか。

然るに廣告税は此廣告を多少とも抑制する。文化の上からは遺憾としなければならぬ(註三八)。そして特に今日では新聞雜誌といふものが此廣告の大部分を擔ひ、而かも別に文化上意義ある仕事を爲しつゝあるといふのに、之が廣告にも課税するとして、彼等が其維持の爲めに購讀料と相並んで又は時として一層重要なりとして居る廣告料收入の上に損害を受くることゝなつて、其自身の存立をも失ふに至るものを生ずるといふことも亦遺憾なりとしなければならぬ(註二九)。彼等が此廣告税を廣告主に轉嫁し得れば良いが、其は時の市況による所で、不可能の事が少からぬし、且つ又轉嫁關係に於て大新聞には有利となるが、小新聞には不利となり、新聞の獨占傾向を助成するといふに於ても此税に疑問をいだかなければならぬ(註三〇)。特に其課税すべき廣告とは、獨り明白なる其れのみでなく、記事欄に於ける紹介にても廣告の實あるものは課税しなければならぬことゝなるが、然るときは新聞が或書物の内容を紹介したからとて此も一の廣告とせられ、新聞が或發明を紹介したからとて其も廣告とせられ、或地方の漫遊記のやうなものも廣告とせられる事になる(註三一)。其ではあまりに酷でもあり、繁雜に堪へないことにもなる。さりと

て之を放任しては脱税さるゝ危険ありといふことになり、此種の廣告は課税技術上、特に厄介である。だからして新聞の重要から考へ、課税技術上から考へ、併せて後にいふ政略上から考へて、新聞雜誌の廣告だけは免税とするのが選むべしとなる。然るときは又廣告中につき或ものを課し他のものを免することに於いての不公平を避くるを得ぬ(註三三)。或は右の事情を斟酌して、新聞等の廣告に軽い税率を適用し、小新聞に大新聞よりも一層軽い税率を適用して、之が課税を併せ行ふのが一策かも知れない(註三三)。

(註二八) コンラードは、書物、美術品等、音樂會、劇場等につき此意味のことをいふて居る⁵³⁾

(註二九) ナスカは、吾人の新聞雜誌は通例、購讀料によりて維持せられず、廣告收入によりて維持せられる。此が租税によりて高くせられるときに、購讀料の引上が恕すべからざるものである。廣告税は多くの場合、讀者に轉嫁せられ、讀物を高價ならしめる。此が今日の如く物質的享樂が前面に現はれ、國民を精神的に導く必要なるの時期には特に悲しむべきものであると爲し、ガルも、新聞出版者が廣告税の爲めに編輯部の費用を節減することに餘儀なくさるゝの點から、國民教育上、有害となるといふ非難ありと爲し、エルカンは、何れの新聞も購讀料によりて維持さるゝ能はず。むしろ其存立及利益を特に廣告收入に置くといふて居る⁵⁴⁾

尙、諸多の學者は右の廣告税の外、新聞税に反對の意を表明して居る。例之、シエフレーは、教化、書物、教育の通常材料は絶対に免税すべきものだとして爲し、スタインも、新聞税は凡べての消費税中の最不合理なものだと爲し、ワルカーも、新聞税を排斥すべきものといひ、ベラフェルデスも、新聞税を許すべからざるものと爲し、クラインウエヒターは、意見發表の自由が到る處に國家の根本原則上與へらるゝ、今日に於ては、新聞税は到る處に廢止せられたといふて居る⁵⁵⁾

53) Conrad, a. a. O. S. 305.

54) Tyszka, a. a. O. S. 254-5. Garr, a. a. O. S. 34. Elkan, a. a. O. S. 27.

55) Schäffle, Steuern. B. T. S. 265. Stein, a. a. O. S. 369. Walcker, Fw.

S. 99. Bela Földes, Fw. S. 513. Kleinwächter, a. a. O. S. 262.

(註三〇) 前註一九參照。

(註三一) ガルは、新聞の民衆衛生記事中の新しき薬の指示が廣告とされ得ることとなり、風景の美はしき山岳地方又は海水浴場の刺戟を、詩歌、寫真にて記載しても、此に記者の偉大なる能力が潜み、宿屋會社の宣傳が隠れることとなるかといふて居る。⁵⁶⁾

(註三二) 前出、廣告稅短所の(一)(B)の參照。

(註三三) 前出、第一段其一、獨逸の廣告稅參照。尙ほ、コンラードは、稅が大新聞よりも小新聞を一層多く傷けることとなる、隨ふて、大なるものゝ一層重き課稅が正當だと爲し、ストルツツは獨逸立法者の趣旨此にありといふ。⁵⁷⁾

(六)課稅技術及人民負擔上——此稅は當局者にとり面倒であり、人民にとりても厄介である(註三四)。收入又は報償金額に對し歩合率を課するときに特に然りである(註三五)。其れに新聞雜誌の廣告をも課するときには、明なる廣告の外、記事に於ける廣告をも課することとして其を廣告と見るや否やを區別することが困難であり(註三六)、外國より來る新聞雜誌の廣告をも見逃しては脱稅さるゝ危険があるから之をも捕捉しやうとすれば、其は大變な煩累ともなる(註三七)。けれども若も假令不公平ではあるにせよ、新聞雜誌の廣告を除外すれば、之が技術上の困難の大部分は除かれるし、稅率については歩合率を排し、併し確定率といふ簡單なれども不公平なるものをも排して、中間的なる階級率を取り、廣告の種類、大さによりて段階づけることによりて、或度の公平も得られ、技術上實際上便利なるものともなり得る(註三八)。

56) Garr, a. a. O. S. 65.

57) Conrad, a. a. O. S. 305, Strutz, a. a. O. S. 112.

(註三四) ガルは、廣告稅の非難として、此が徵收及監督が過大なる入件費を要せしめ、出版者にも堪ゆべからざる厄介となるべしといふ事ありと爲し、尙別の處にて、此稅が當に痛ましき且つ多費なる煩累として感ぜらるゝのみでなく、堪ゆべからざる搜索としても感ぜらるゝであらうといふて居る。⁰⁰⁵⁾

(註三五) 英國政府が一八七四年に之を廢止したときの理由に、此があつた。⁰⁰⁰⁾

(註三六) 前出註三一參照。

(註三七) 假りに我國にていへば、支那にて印刷したもので賦稅が多く生じやう。或は之が輸入を禁止するといふことも出来るが、其は實際行ひ難きことである。ガルは、租稅官廳の手で外國新聞の靜なる禁止ほど不便な方法はないといひ、エルカ⁰⁰¹⁾ンも、新聞稅につき、外國新聞の課稅が複雑なるを説く。⁰⁰¹⁾

(註三九) ガルは、解決は、稅を廣告收入の歩合によらず、廣告の大きに依る一定の階級によることで行はれ得といふ。⁰⁰¹⁾

(七) 政治上——には、特に新聞廣告を課稅物件とする爲めに、自ら政府の新聞への干渉を行はれしめて反對意見を抑壓し政治上の濫用を生ずるの弊がある(註三九)。特に其の廣告收入に課することになれば、各新聞の財政上の内幕を政府に知らしめて一層危險である(註四〇)。此心配は全く之なしといひ得ぬ。併し廣告稅を採ることも新聞雜誌の分を免稅とすれば避けることを得る。

(註三九) ガルは、印刷物の課稅特に廣告稅が政府に、新聞雜誌を監督し且つ影響を及ぼすの方法を供するといふので非難するといひ、又別の處で、新聞に課する稅が殆んど到る處に、財政收入上の性質よりはむしろ抑壓的性質のものであつたといひ、エルカ⁰⁰²⁾ンも、新聞稅について此點を擧げて居る。⁰⁰²⁾

(註四〇) ガルは、出版者に於ける廣告收入を監督する方法が、政府に、各印刷業の財政上の地位に於ける最完全なる通觀を備へる豊かな機會を供すといふて居る。⁰⁰³⁾

58) Garr, a. a. O. S. 34. 68.
59) Garr, a. a. O. S. 58.
60) Garr, a. a. O. S. 66. Elkan, a. a. O. S. 21.
61) Garr, a. a. O. S. 70.
62) Garr, a. a. O. S. 14. 63. Elkan, a. a. O. S. 35.

結 論

以上、要之、廣告税は我國では比較的閑却されて居る問題だが、一の興味あるものであり、此に長短利弊あつて、一概に可否を斷定し難いが、全く採るべからずといふほどのものではない。此が一の交通税として、其に共通なる弱點を有つ所ではあるが、其の中でも特に印紙税のやうな不公平至極な税が存立し得といふならば、之と相並んで存立するの資格はありとしなければならぬ。尤も之を採用するとしては、むしろ佛蘭西型を採り、新聞雜誌廣告を課税物件から除くのが文化政策上技術上及政略上にも選むべしと思ふ。